

非課税期間終了時のお手続きのお知らせ

2016年に一般NISAで購入された投資信託は、本年12月末に非課税期間が終了します。

つきましては、お預かりしている投資信託について、下記の選択1、2、3からお選びいただき、それぞれ定める期日までにお手続きいただきますようお願い申し上げます。

選択1 2021年分の一般NISAに移管する（ロールオーバー）

★非課税期間を5年間延長することができます。

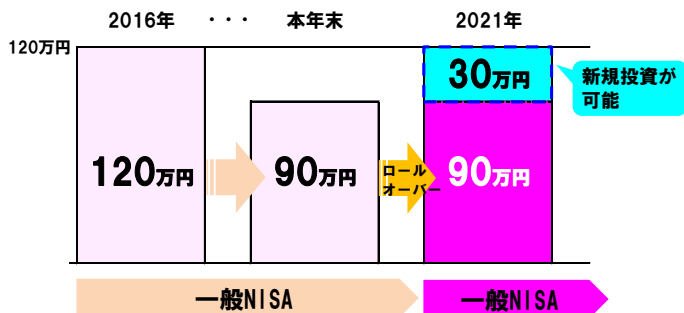
☞ 本年11月末を目安に同封の「非課税口座内上場株式等移管依頼書（非課税期間終了用）」をお取引店にご提出ください。

☞ 詳細は、裏面の「留意点1」をご覧ください。

★移管する投資信託の移管時の時価（本年12月末時点の時価）で2021年の非課税投資枠を使用します。

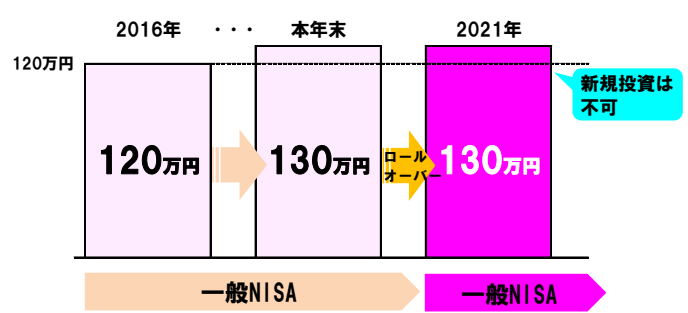
★一般NISAと他の口座との損益通算等はできません。

① 本年12月末時点の時価が2021年の非課税投資枠（120万円）未満の場合



・2021年分の非課税投資枠120万円に満たない分は新規投資ができます。

② 本年12月末時点の時価が2021年の非課税投資枠（120万円）以上の場合



・2021年分の非課税投資枠120万円を上回る分もロールオーバーできますが、非課税投資枠を全て利用するため、新規投資はできません。

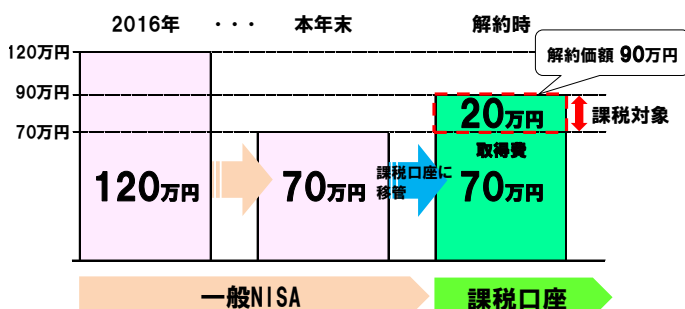
※本年分の非課税投資枠に余裕がある場合は、当該余裕枠へ移管していただくことも可能です。お手続きの詳細はお取引店までお問い合わせください。

選択2 課税口座に移管する

★特段お手続きは必要ございません。当金庫に特定口座を開設されている場合には特定口座に、当金庫に特定口座を開設されていない場合には一般口座に、それぞれ移管されます。

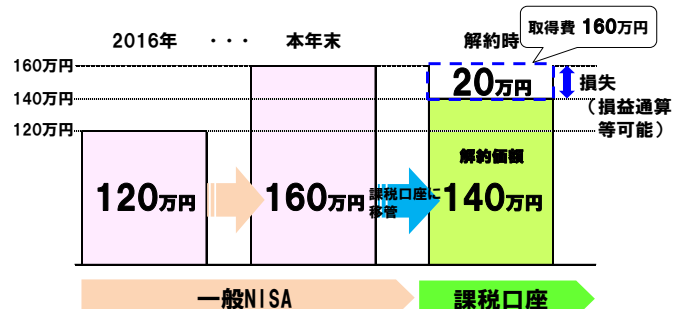
★本年12月末時点の時価を取得費として解約時の譲渡損益が計算されます。

① 課税口座へ移管後、移管時より高い価額で解約する場合



・購入時より低い価額で解約しても課税される場合があります。

② 課税口座へ移管後、移管時より低い価額で解約する場合



・購入時より高い価額で解約しても損失となる場合がありますが、値下がりによる損失を損益通算等ができます。

※課税口座に移管された投資信託をNISA口座に再度移管はできません。

※当金庫に特定口座を開設されているお客さまが、一般口座への移管を希望される場合は、本年11月末を目安に一般口座への移管依頼書のご提出が必要になります。この場合、同一銘柄の投資信託は、ロールオーバーするものを除き、全てを一般口座に移管する必要があります（特定口座と一般口座に分けて移管はできません）。

選択3 本年中に解約する

★受渡日（解約代金入金日）が本年中となるよう解約のお手続きをお済ませください。

☞ 詳細は、裏面の「留意点2」をご覧ください。

お手続きの際の留意点

留意点1

ロールオーバーを希望される場合、翌年の NISA 契約状況によって、**ロールオーバーのお手続きに加えて**以下のお手続きが必要です。

翌年の NISA 契約状況は、同封の「非課税期間終了対象残高のお知らせ」の【翌年の NISA 契約状況】欄をご覧ください。

① 翌年の NISA 契約状況が「契約なし」のお客さま

当金庫の NISA 口座に 2021 年分の一般 NISA の非課税投資枠が設定されるよう、再度当金庫で NISA を始めていただくためのお手続き（金融機関変更等）が必要です。

※お手続きには時間を要する場合がございます。お早めにお取引店までご連絡ください。

② 翌年の NISA 契約状況が「つみたて NISA 契約あり」のお客さま

2021 年分の一般 NISA の非課税投資枠が設定されるよう、つみたて NISA から一般 NISA に切り替えるためのお手続きが必要です。

③ 翌年の NISA 契約状況が「一般 NISA 契約あり」のお客さま

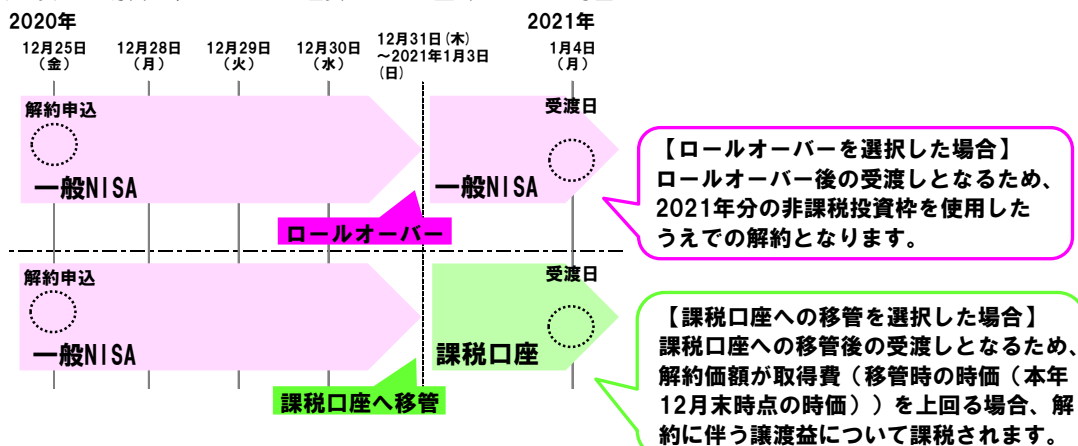
ロールオーバーに加えて、その他必要となるお手続きは特段ございません（ロールオーバーのお手続きは必要です）。

留意点2

2016 年中に一般 NISA で購入した投資信託を本年中に解約することを希望される場合、本年中に解約申込を行っていただいた場合であっても、**受渡日**※（解約代金の入金日）が 2021 年 1 月となった場合には、以下の図のような取扱いとなります。

※銘柄ごとの受渡日は、目論見書をご覧ください。また、申込受付中止日（目論見書をご覧ください）には、解約申込を受け付けることができませんのでご注意ください。

＜受渡日が解約申込日から起算して 5 営業日目の場合＞



ご留意事項

- ・「非課税口座内上場株式等移管依頼書」または「一般口座への移管依頼書」のご提出がなかった場合（書類の不備等により受理できなかった場合を含みます）には、2016 年に一般 NISA で購入した投資信託は課税口座（当金庫に特定口座を開設されている場合には特定口座に、当金庫に特定口座を開設されていない場合には一般口座）に移管されますのでご注意ください。
- ・ロールオーバーまたは課税口座への移管処理後、お手続きが完了した旨の通知書を送付します（2021 年 1 月予定）。
- ・住所、氏名等の届出事項に変更が生じた場合、お取引店にお申し出いただき、変更手続きをお済ませください。
- ・本書面に記載のいずれのご選択が有利となるかは、将来の投資信託価額の推移や、お客さまの他のお取引状況により異なります。

ご不明な点、お手続きの詳細等については、お取引店までお問い合わせください。

- ・上記記載内容は、2020 年 7 月現在の情報にもとづいて作成しております。制度内容等は今後変更となる可能性がありますので、ご注意ください。
- ・本書面は、制度に関する一般的な内容を記載したものです。税務や法律に関する個別、具体的なご対応については必ず税理士・弁護士等の専門家とご相談ください。

非課税期間終了にかかる年またぎの購入・解約についての確認事項

朝日信用金庫

平素より当金庫をご愛顧賜り誠にありがとうございます。

非課税期間終了にかかる非課税口座（一般NISA）における投資信託の年またぎの購入・解約にあたりまして、ご確認いただきたい事項を以下に記しましたので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

ご確認いただきたい事項

1. 非課税口座での年またぎの購入

- (1) 非課税口座での購入のお申込を本年中に行っていた場合でも、受渡日（基準価額決定日※の翌営業日）が翌年となる場合（以下「年またぎの購入」といいます。）、翌年の非課税投資枠を使用します。

※ 銘柄ごとの基準価額決定日は、目論見書をご覧ください。

- (2) 非課税期間が終了する投資信託を翌年の一般NISAへ移管（以下「ロールオーバー」といいます。）する場合、年またぎの購入よりもロールオーバーを優先して翌年の非課税投資枠を使用します。

よって、年またぎの購入を行った投資信託の約定金額が、翌年のロールオーバー分を控除した非課税投資枠を超過する場合、当該超過分の購入は課税口座（当金庫に特定口座を開設している場合は特定口座、当金庫に特定口座を開設していない場合は一般口座）で行われます。

【朝日投信 WEB をご利用のお客さまは、以下(3)もご確認ください】

- (3) 朝日投信 WEB をご利用の場合、本年 12 月 25 日より、「資産管理」-「非課税口座枠・残高照会」画面上の「非課税枠・非課税残高の状況」欄に、翌年の非課税投資の余裕枠が表示されますが、年内の表示については、ロールオーバーによる非課税投資枠の使用は考慮されません。

そのため、ロールオーバーを選択されているお客さまが年またぎの購入を行う場合、非課税投資の余裕枠が表示されていても、年またぎの購入を行った投資信託の約定金額が、翌年のロールオーバー分を控除した非課税投資枠を超過する場合には、当該超過分の購入は課税口座で行われます。

2. 非課税口座での年またぎの解約

- (1) 非課税期間が終了する投資信託について、解約のお申込を本年中に行っていた場合でも、受渡日（解約代金入金日）※が翌年となる場合（以下「年またぎの解約」といいます。）、以下のような取扱いとなります。

※ 銘柄ごとの受渡日は、目論見書をご覧ください。

イ. ロールオーバーを選択された投資信託を解約する場合

ロールオーバー後の受渡しとなるため、翌年の非課税投資枠を使用したうえでの解約となります。

ロ. 課税口座への移管を選択された投資信託を解約する場合

課税口座への移管後の受渡しとなるため、解約価額が取得費（移管時の時価（本年 12 月末時点の時価））を上回る場合、その差額（譲渡益）について課税されます。

- (2) 課税口座への移管を選択された投資信託の年またぎの解約を行う場合、解約代金の入金後に、源泉徴収等にかかる引落しまたは還付金の入金を行う場合があります。なお、解約代金の入金後に源泉徴収等を行う場合であっても、普通預金払戻請求書等のご提出はいたしません。

【朝日投信 WEB をご利用のお客さまは、以下(3)もご確認ください】

- (3) 課税口座への移管を選択された投資信託の年またぎの解約を行う場合、朝日投信 WEB の「お預り資産一覧」画面（解約の際に使用する画面）上の「口座」欄が解約申込時点で「非課税」となっている場合、翌年、課税口座への移管後の受渡しとなるため、解約に伴う譲渡益について課税されます。

※ 非課税口座内の勘定年毎の投資信託の残高（本年末に非課税期間が終了する投資信託の残高）は、「資産管理」-「非課税口座枠・残高照会」より照会することができます。

非課税期間終了時のお手続きのお知らせ（ジュニア NISA）

2016 年にジュニア NISA で購入された投資信託は、本年 12 月末に非課税期間が終了します。

つきましては、親権者等の方とご相談のうえ、当金庫でお預かりしている投資信託の 2021 年以降のお取り扱いについて、下記の選択 1、2、3 からお選びいただき、それぞれ定める期日までにお手続きいただきますようお願い申し上げます。

なお、お客さまのご年齢に応じ、同封している「移管依頼書」等の様式は異なりますので、ご注意ください。

選択 1 2021 年分の非課税投資枠（ジュニア NISA もしくは一般 NISA）に移管（ロールオーバー）

- ★**非課税期間を 5 年間延長**することができます。
- ★移管する投資信託の**移管時の時価**（本年 12 月末時点の時価）で 2021 年の非課税投資枠を使用します。
- ★他の口座との**損益通算等はできません**。

～お手続きの方法～

＜2021 年 1 月 1 日時点でお客さまのご年齢が **20 歳未満**の場合（ジュニア NISA へのロールオーバー）＞
同封の「未成年者口座非課税期間終了対象残高のお知らせ」の【翌年の NISA 契約状況】欄が「ジュニア NISA 契約あり」となっていることをご確認のうえ、**本年 11 月末を目安に**別途同封されている「**未成年者口座内上場株式等移管依頼書（非課税期間終了用）**」をお取引店にご提出ください。

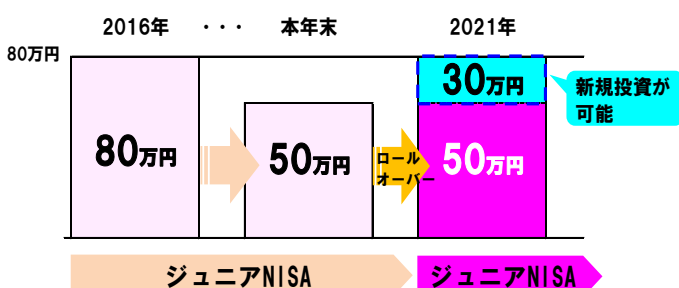
＜2021 年 1 月 1 日時点でお客さまのご年齢が **20 歳以上**の場合（一般 NISA へのロールオーバー）＞
本年 11 月末を目安に同封されている「**未成年者口座非課税口座間移管依頼書（非課税期間終了用）**」をお取引店にご提出ください。なお、別途同封されている「未成年者口座非課税期間終了対象残高のお知らせ」の【翌年の NISA 契約状況】欄が「一般 NISA 契約あり」もしくは「一般 NISA 自動開設予定」以外の場合は、上記依頼書の提出に**加えて**以下のお手続きが必要です。

- ① 【翌年の NISA 契約状況】が「**契約なし**」のお客さま
当金庫の NISA 口座に 2021 年分の一般 NISA の非課税投資枠が設定されるよう、再度当金庫で NISA を始めていただくためのお手続き（金融機関変更等）が必要です。
※ お手続きには時間を要する場合がございます。お早めにお取引店までご連絡ください。
- ② 【翌年の NISA 契約状況】が「**つみたて NISA 契約あり**」のお客さま
2021 年分の一般 NISA の非課税投資枠が設定されるよう、つみたて NISA から一般 NISA に切り替えるためのお手続きが必要です。

～ご留意事項（例：ジュニア NISA へのロールオーバーの場合※）～

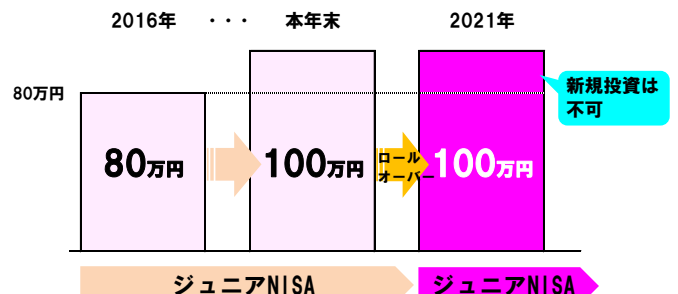
※ 一般 NISA へのロールオーバーの場合も、非課税投資枠の額（120 万円）が異なるだけで、留意点は基本的に同様です。

① 本年 12 月末時点の時価が 2021 年の非課税投資枠 (80 万円) 未満の場合



- ・2021 年分の非課税投資枠 80 万円に満たない分は新規投資ができます。

② 本年 12 月末時点の時価が 2021 年の非課税投資枠 (80 万円) 以上の場合



- ・2021 年分の非課税投資枠 **80 万円を上回る分もロールオーバーできます**が、非課税投資枠を全て利用するため、新規投資はできません。

～その他～

本年分の非課税投資枠に余裕がある場合は、当該余裕枠へ移管していただくことも可能です。
お手続きの詳細はお取引店までお問い合わせください。

選択2

課税ジュニア NISA 口座もしくは課税口座（特定口座・一般口座）に移管

- ★**特段お手続きは必要ございません。**2021 年 3 月 31 日時点の年齢に応じて、当金庫に特定口座を開設されている場合には特定口座に、当金庫に特定口座を開設されていない場合には一般口座に、それぞれ移管されます。
- ★**本年 12 月末時点の時価を取得費**として解約時の譲渡損益が計算されます。

～移管先の口座について～

<払出し制限期間中（3 月 31 日時点で 18 歳である年の前年の 12 月 31 日まで）>

課税ジュニア NISA 口座（払出しに制限がある特定口座・一般口座）に移管されます。払出し制限が解除されるまでは、原則、移管後も払出しはできません。

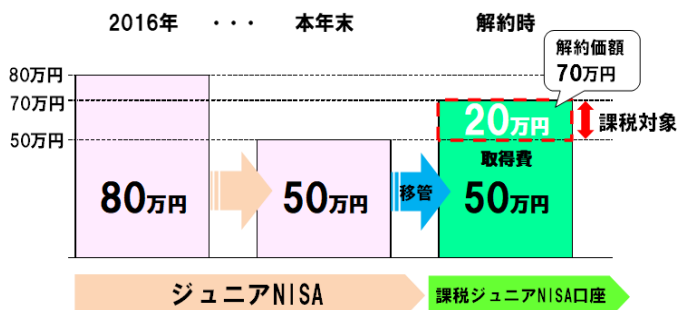
<払出し制限解除後（3 月 31 日時点で 18 歳である年の 1 月 1 日以降）>

（払出し制限のない）課税口座（特定口座・一般口座）に移管されます。

～ご留意事項（例：課税ジュニア NISA 口座に移管する場合*）～

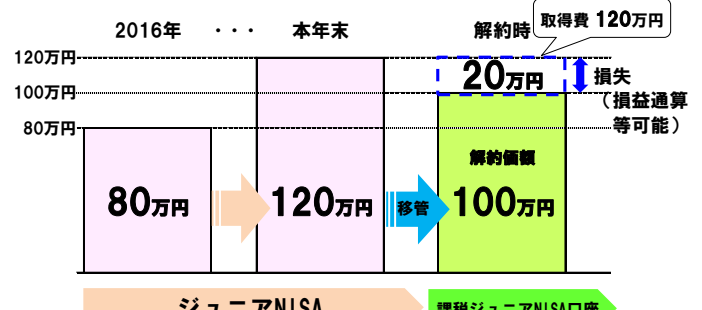
※（払出し制限のない）課税口座に移管する場合も、留意点は同様です。

①課税ジュニア NISA 口座へ移管後、 移管時より高い価額で解約する場合



- ・購入時より低い価額で解約しても課税される場合があります。

②課税ジュニア NISA 口座へ移管後、 移管時より低い価額で解約する場合



- ・購入時より高い価額で解約しても損失となる場合がありますが、値下がりによる損失を損益通算等ができます。

～その他～

- ・課税ジュニア NISA 口座（または、課税口座）に移管された投資信託をジュニア NISA 口座に再度移管はできません。
- ・当金庫に特定口座を開設されているお客さまが、一般口座への移管を希望される場合は、本年 11 月末を目安に一般口座への移管依頼書のご提出が必要になります。この場合、同一銘柄の投資信託は、ロールオーバーするものを除き、全てを一般口座に移管する必要があります（特定口座と一般口座に分けて移管はできません）。

選択3

本年中に解約する

- ★**受渡日（解約代金入金日）が本年中**となるよう**解約のお手続き**をお済ませください。

払出し制限期間中（3 月 31 日時点で 18 歳である年の前年の 12 月 31 日まで）の場合は、原則、解約後も金銭の引出しが出来ません。

ご留意事項

- ・「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」、「未成年者口座非課税口座間移管依頼書」または「一般口座への移管依頼書」のご提出がなかった場合（書類の不備等により受理できなかった場合を含みます）には、2016 年にジュニア NISA で購入した投資信託は課税ジュニア NISA 口座または、課税口座（当金庫に特定口座を開設されている場合には特定口座に、当金庫に特定口座を開設されていない場合には一般口座）に移管されますのでご注意ください。
- ・ロールオーバーまたは課税ジュニア NISA 口座（または、課税口座）への移管処理後、お手続きが完了した旨の通知書を送付します（2021 年 1 月予定）。
- ・本書面に記載のいずれのご選択が有利となるかは、将来の投資信託価額の推移や、お客さまの他のお取引状況により異なります。

ご不明な点、お手続きの詳細等については、お取引店までお問い合わせください。

- ・上記記載内容は、2020 年 7 月現在の情報にもとづいて作成しております。制度内容等は今後変更となる可能性がありますので、ご留意ください。
- ・本書面は、制度に関する一般的な内容を記載したものです。税務や法律に関する個別、具体的なお対応については必ず税理士・弁護士等の専門家とご相談ください。

非課税期間終了にかかる年またぎの購入・解約についての確認事項（ジュニアNISA）

朝日信用金庫

平素より当金庫をご愛顧賜り誠にありがとうございます。

非課税期間終了にかかるジュニアNISA口座における投資信託の年またぎの購入・解約にあたりまして、ご確認いただきたい事項を以下に記しましたので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

ご確認いただきたい事項

1. ジュニアNISA口座での年またぎの購入

- (1) ジュニアNISA口座での購入のお申込を本年中に行っていた場合でも、受渡日（基準価額決定日※の翌営業日）が翌年となる場合（以下「年またぎの購入」といいます。）、翌年の非課税投資枠を使用します。

※ 銘柄ごとの基準価額決定日は、目論見書をご覧ください。

- (2) 非課税期間が終了する投資信託を翌年のジュニアNISAへ移管（以下「ロールオーバー」といいます。）する場合、年またぎの購入よりもロールオーバーを優先して翌年の非課税投資枠を使用します。

よって、年またぎの購入を行った投資信託の約定金額が、翌年のロールオーバー分を控除した非課税投資枠を超過する場合、当該超過分の購入は課税ジュニアNISA口座（または、課税口座）（当金庫に特定口座を開設している場合は特定口座、当金庫に特定口座を開設していない場合は一般口座）で行われます。

【朝日投信 WEB をご利用のお客さまは、以下(3)もご確認ください】

- (3) 朝日投信 WEB をご利用の場合、本年 12 月 25 日より、「資産管理」-「非課税口座枠・残高照会」画面上の「非課税枠・非課税残高の状況」欄に、翌年の非課税投資の余裕枠が表示されますが、年内の表示については、ロールオーバーによる非課税投資枠の使用は考慮されません。

そのため、ロールオーバーを選択されているお客様が年またぎの購入を行う場合、非課税投資の余裕枠が表示されていても、年またぎの購入を行った投資信託の約定金額が、翌年のロールオーバー分を控除した非課税投資枠を超過する場合には、当該超過分の購入は課税ジュニアNISA口座（または、課税口座）で行われます。

2. ジュニアNISA口座での年またぎの解約

- (1) 非課税期間が終了する投資信託について、解約のお申込を本年中に行っていた場合でも、受渡日（解約代金入金日）※が翌年となる場合（以下「年またぎの解約」といいます。）、以下のような取扱いとなります。

※ 銘柄ごとの受渡日は、目論見書をご覧ください。

イ. ロールオーバーを選択された投資信託を解約する場合

ロールオーバー後の受渡しとなるため、翌年の非課税投資枠を使用したうえでの解約となります。

ロ. 課税ジュニアNISA口座（または、課税口座）への移管を選択された投資信託を解約する場合

課税ジュニアNISA口座（または、課税口座）への移管後の受渡しとなるため、解約価額が取得費（移管時の時価（本年 12 月末時点の時価））を上回る場合、その差額（譲渡益）について課税されます。

- (2) 課税ジュニアNISA口座（または、課税口座）への移管を選択された投資信託の年またぎの解約を行う場合、解約代金の入金後に、源泉徴収等にかかる引落としまたは還付金の入金を行う場合があります。なお、解約代金の入金後に源泉徴収等を行う場合であっても、普通預金払戻請求書等のご提出はいただきません。

【朝日投信 WEB をご利用のお客さまは、以下(3)もご確認ください】

- (3) 課税ジュニアNISA口座（または、課税口座）への移管を選択された投資信託の年またぎの解約を行う場合、朝日投信 WEB の「お預り資産一覧」画面（解約の際に使用する画面）上の「口座」欄が解約申込時点で「非課税」となっている場合、翌年、課税ジュニアNISA口座（または、課税口座）への移管後の受渡しとなるため、解約に伴う譲渡益について課税されます。

※ ジュニアNISA口座内の勘定年毎の投資信託の残高（本年末に非課税期間が終了する投資信託の残高）は、「資産管理」-「非課税口座枠・残高照会」より照会することができます。